「茨木市生活環境の保全に関する条例」に基づく規制について

環境保全課

「茨木市生活環境の保全に関する条例」の公布について

本市では、生活環境の保全のため公害等の原因となる行為に関して必要な規制等を行うことにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して市民の健康と安全を確保することを目的とした「茨木市生活環境の保全に関する条例」を平成 20 年 9 月 30 日に公布し、平成 21 年 4 月 1 日から施行しています。

環境審議会への諮問 平成 19 年 2月 答申 平成 19 年 10 月

## 規制内容について

公害を発生させる又はおそれのある特定事業所を7業種とし、特定事業所に ついての届出や公害を防止するための指導基準を規定

特定建設作業については、事前説明が必要な範囲、騒音等の防止方法などの 説明事項を、また、建設工事に伴う公害を防止するための配慮基準を規定 水質汚濁防止法等に定める事業場において、有害物質の使用等を行っている 場合には、有害物質の使用状況等について記録、保管を規定。

ライフサイエンス系施設については、協定締結のための協議の方法、協議時期、協議事項等を規定

## 条例の周知について

ホームページや広報誌による周知

事業者向けの説明会の開催

実態把握のためのアンケート調査の実施

啓発用リーフレット、ちらし等を作成し、市窓口や商工会議所等関係機関 に設置

建築確認、開発協議等の段階における事業者への指導

## 条例運用状況について

特定事業所に係る届出、指導基準の順守状況の確認(第11~14条関係)

業種	届出件数
自動車分解整備事業を行う事業所	1
再生資源の集荷又は選別を行う事業所	1
貨物運送業を行う事業所	2 8
倉庫業又は卸売業を行う事業所	2 6
建設用資材置場又は残土置場	1 1
合 計	6 7

\*平成22年1月18日現在

建設工事に係る事前説明、配慮基準の順守状況の確認(第 19・21 条関係) 平成 22 年 1 月 18 日現在

・特定建設作業届出件数385件について、書面に基づく報告があり。

遺伝子組換え実験等を行うライフサイエンス系施設に係る協議(第 29・30 条関係) 平成 22 年 1 月 18 日現在

- ・既存事業所6社と覚書の締結
- ・4社と協定締結済み。現在、2社と協議・指導中

開発行為等事前申請段階での指導

平成 22 年 1 月 18 日現在

・建設工事時の事前説明、特定事業所の届出等について、61 件に説明を実施。

## 今後の取組について

本条例の制度が関係者に理解されるよう引き続き周知に努めると伴に、定期的なパトロール等を通じ、事業者に本条例の趣旨が理解され生活環境が保全されるよう指導を行ってまいります。